

里親登録申請の手引き

令和 7 年 4 月

山形県しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課



1 里親制度について

 親が病気になったり、経済的に困窮したり、虐待などによって、家族と暮らすことのできない子どもたちがいます。

そんな子どもたちを、一定期間自分の家庭に迎え入れ、愛情をもって健やかに育ててくれる方を「**里親**」といいます。

 里親が必要とされている理由は、3つあります。

- ①特定の大人が関わり続けてくれるという安心感が、子どもの人間形成の土台となります。
- ②家庭での生活体験を通じて、子どもが生活する上で必要な知恵やスキルを学ぶことができます。
- ③将来、自分が家庭を築く時のモデルを持つことができます。

 里親の種類には、養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の4つがあります。

(1) 養育里親

18歳までの子どもを、一定の期間、自分の家庭に受け入れて養育する里親です。

(2) 養子縁組里親

原則15歳未満の子どもを、特別養子縁組を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまで、里親として養育します。

(3) 専門里親

虐待により心身に有害な影響を受けた子どもや非行、障がいのある子ども等、専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親です。

(4) 親族里親

実親(父母)が、死亡や行方不明などで子どもを育てられなくなった場合、児童の扶養義務者及びその配偶者である親族が子どもを養育する里親です。ただし、親族を利用することが適当と判断された場合に限りです。

2 里親制度と養子縁組制度の違いについて

どちらも“実子でない子どもを家庭へ迎え入れて養育する”ものですが、制度の目的は異なります。

<里親制度>

児童福祉法に定められた制度で、児童相談所が里親に子どもの養育を委託するものです。

里親は、自らの家庭に子ども迎え入れ、**一時的に養育**します。養育の期間は数日から数年と様々です。子どもの実親の養育環境が整った場合には、実親の元に帰ります。また、成人を迎えるまで里親の家で生活することもあります。

里親が子どもを養育している間も、親権は実親(産みの親)にあります。

<養子縁組制度>

民法に定められた制度で、**子どもと里親の法的親子関係を成立させる**ものです。特別養子縁組は、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度で、実親との法的な親子関係は解消されることが、普通養子縁組との大きな違いです。

参考:普通養子縁組と特別養子縁組の違い

項目	普通養子縁組	特別養子縁組
養子の年齢	・養親よりも年少者	・原則15歳未満
養親の年齢	・20歳以上	・婚姻している夫婦の1人が25歳以上、もう1人が20歳以上
実親との関係	・実親と養親の2組の親を持つ ・養子は養親の姓を名乗る	・養親だけが親子の関係になる ・養子は養親の姓を名乗る
戸籍の表記	・実親と養親の両方の名前が記載される ・「養子」「養女」と記載される ・ただし書きには「養子(養女)となる届出…」と書かれる	・養親のみ記載される ・「長男」「長女」と記載される ・ただし書きには「民法817条の2による裁判確定…」と書かれる
離縁	・養親と養子の双方の同意があれば離縁できる	・原則として離縁できない(ただし、養親の虐待等の事由があれば養子、実父母、検察官の請求により離縁できる)
縁組の申し立て	・養子が未成年の場合、家庭裁判所に申し立てをする ・家庭裁判所が養親を調査し、実親の同意も確認した上で許可	・家庭裁判所に申し立てをする ・家庭裁判所が養親の調査をし、実親の同意を確認して決定
成立までの期間	・通常は1~2か月で成立	・6か月の試験養育期間後、審判

3 里親になるための要件について

里親として認定されるためには、下記を満たしている必要があります。

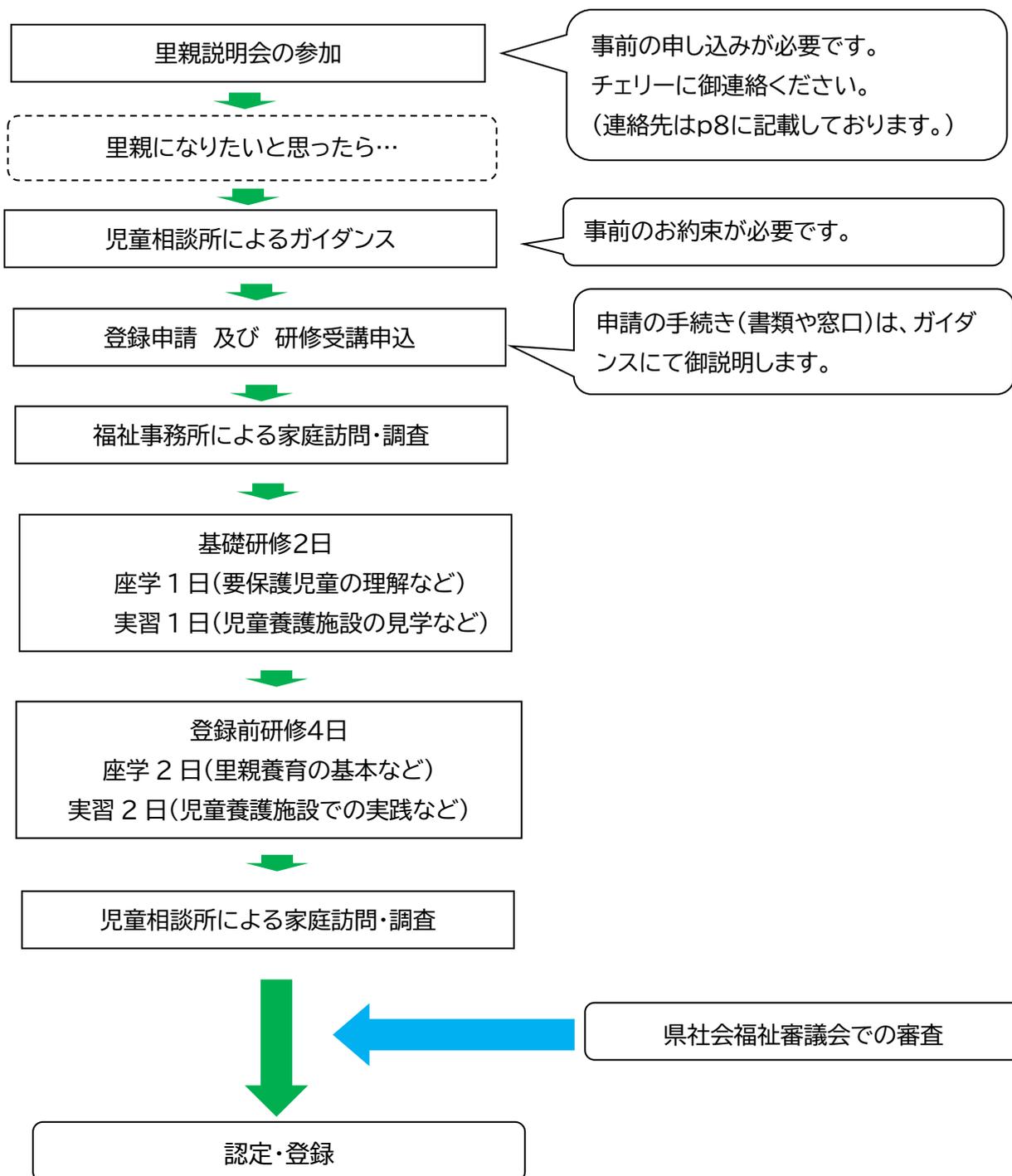
- 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下、「要保護児童」)の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 経済的に困窮していないこと
- 県が実施する里親研修を修了したこと
- 里親及びその同居人が下記の欠格事由に該当しないこと
- 養子縁組里親を希望する場合には、申請者の年齢が、その申請を行う時点において25歳以上50歳未満であること。

欠格事由

- ×禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ×児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童福祉法施行令第35条の5で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ×児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

4 里親登録までの流れについて

里親として県からの認定を受けるには下記の手続きが必要となります。いずれも飛ばしたり、順番を変更したりすることはできません。



5 よくある質問

Q「経済的に困窮していない」とはどのように判断されますか？

A 子どもを迎え入れても生活に困らない程度の収入があることが条件となっています。具体的な所得については、世帯の収入が概ね生活保護基準を上回っていることが条件となります。生活保護基準額は、申請される方の年齢や家族構成により計算が異なります。また、生活の維持に影響を及ぼすような借入れの返済がないことも条件となります。

Q夫婦のうち、どちらかだけの里親登録は可能ですか？

A 里親養育にあたっては、里親制度や里親家庭で生活する子どもの十分な理解が必要と考えています。そのため、ご夫婦での登録をお勧めしております。

Q子どもがいても里親として活動することはできますか？

A 実のお子様がいらっしゃる里親さんもいます。もし里親として子どもを迎え入れた場合には、分け隔てなく愛情を注ぎ育てて頂きたいと考えています。お子様が、新しくやってきた里子に、お父さんお母さんをとられてしまうと感じることも多くあります。里親登録の時期についてはご夫婦で十分に御検討いただきたいと思います。また、子どもにもきちんと伝え、家族で話し合ってくださいが必要です。

Q里親になるためには一軒家に居住することが必要ですか？

A 一軒家かどうかに関わらず、子どもが生活するのに十分な広さを確保する必要があります。年齢によっては、子ども専用の部屋が必要ですし、子どもが複数いる場合には男女を別にするなどの配慮も必要です。

Q 不妊治療中ですが、里親申請はできますか？

A 不妊治療の経歴は、里親登録の可否に影響しません。ただし、子どもの委託を受ける場合には、夫婦として「家族のかたち」について十分に話し合われ考えがまとまっていることが必要となります。また、妊娠の可能性のある場合、乳幼児の受託は難しいかもしれません。不妊治療後、ご夫婦で今後どのように家族の歴史を紡いでいきたいのかを十分に話し合ったうえで、里親申請を行うことをお勧めします。

Q 子どもに里子であることを隠すことができますか？

A できません。たとえ養子縁組里親であっても、戸籍の記載から子どもは事実を知ることができます。また、子どもを生んでくれた実親を否定することは、子どもの存在意義を否定することに繋がってしまい、後から事実を知った子どもは深く傷つくとともに、それまで築いてきた里親との絆も崩れてしまうかもしれません。一方で、子どもに対して、いつ、どのように伝えるべきか悩まれる方も少なくありません。里子とどのように親子関係を築いていくか、その中で実親の存在とどう向き合っていくのかは、研修の際にお話させていただきます。

6 連絡先

ガイダンスの申込

機 関 名	所 在 地 等
山形県福祉相談センター (中央児童相談所)	〒990-0031 山形市十日町1-6-6 TEL:023-627-1195 FAX:023-627-1114
所管する地域	村山地域、最上地域、置賜地域
庄内児童相談所	〒997-0013 鶴岡市道形町49-6 TEL:0235-22-0790 FAX:0235-22-0791
所管する地域	庄内地域

本手引きに関すること

山形県しあわせ子育て応援部 こども家庭福祉課	990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL:023-630-2259 FAX:023-632-8238
---------------------------	---